

(管理規定届出書の様式)

年 月 日

様

[駐車場管理者の氏名又は名称及び住所]

⑩

路外駐車場管理規定届

このことについて、_____駐車場の管理規定を別紙のとおり
定めたので、駐車場法第13条第1項の規定に基づき届け出ます。

☆ 路外駐車場管理規定（例）

1 駐車場の名称 ○○○駐車場

2 駐車場管理者の氏名及び住所

【法人の場合】

- (1) 名称
○○○駐車場株式会社
- (2) 所在地
栃木県○○市○○番地○
- (3) 代表者の氏名
代表取締役 ○ ○ ○ ○
- (4) 同住所
栃木県○○市○○番地○

【個人の場合】

- (1) 住所
栃木県○○市○○番地○
- (2) 氏名
○ ○ ○ ○

3 供用時間

- (1) 供用時間の開始及び終了時間
時から 時まで
(但し、時から 時までの間は閉門する。閉門時間中は、入口に備付けのベルを使用し、係員の指示を受けること)
- (2) 休業日
記載例ア・・・なし（年中無休の場合）
記載例イ・・・日曜・祝日及び1月1日から3日まで
記載例ウ・・・毎週○曜日、及び○○デパートの臨時休業日
- (3) 上記のほか、駐車場管理者は、この駐車場の補修その他管理上やむを得ない場合には、主務官庁に届け出のうえ、駐車場の全部または一部の供用を休止することができる。

4 駐車料金

別記のとおり

定期（月極）駐車契約者に対しては、別紙定期（月極）駐車契約書により契約し、定期駐車券（パスカード）を発行する。

5 供用契約に関する事項

- (1) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車中の自動車の保管にあたり、善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失または損傷について、その損害の責を負う。
- (2) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車する自動車の積載物及び車内に留置された物品に関する損害については、一切賠償の責を負わない。
- (3) 駐車場利用者及びその関係者（同乗者含む）は、故意又は過失によって、この駐車場の諸設備、及び他の駐車中の自動車等に損害を与えた時は、直ちにその損害を管理者及び他の被害者に賠償しなければならない。
- (4) 駐車場利用者間の事故・トラブルについては、当事者間で解決するものとする。この場合、駐車場管理者は一切責任を負わない。
- (5) 駐車場利用者は、この駐車場の供用時間中に駐車した自動車を引き取らなければならない。但し、あらかじめ駐車場管理者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (6) 駐車場管理者の承諾なくして、この駐車場の営業終了時刻である○○時までには、自動車を引き取らなかつた時は、○○時から営業開

始時刻の〇〇時までの間の駐車に対し、1時間(30分)につき〇〇円の割合で違約金を徴収する。

(7) 駐車場管理者の承諾なくして、この駐車場の営業終了時刻である〇〇時まで、自動車を引き取らなかった時は、〇〇時から営業開始時刻の〇〇時までの間の駐車に対して、違約金として金〇〇円を徴収する。

6 駐車場利用者の遵守事項

駐車場利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車位置、場内の交通規制等は標識・表示もしくは信号機、又は係員の指示に従うこと。
- (2) 場内での走行は時速〇〇キロメートル以下で徐行すること。
- (3) 契約者以外の自動車の駐車、及び駐車以外の用途に使用してはならない。
- (4) 駐車場内に引火物、爆発物その他の危険物を持ち込んではいけない。
- (5) 所定の喫煙所以外の場所で喫煙したり、火気の取扱いをしないこと。
- (6) 自動車内に貴重品、その他の物品を留置しないこと。
- (7) 駐車中はエンジンを必ず停止し、自動車から離れる時は窓を閉め、ドア及びトランクは施錠すること。
- (8) 駐車場内の設備、又は他の自動車及び器具等に、毀損、破損、汚損を与えた時は、速やかに係員に申し出ること。
- (9) 駐車場利用者は駐車中に、自己の自動車に事故が生じたと認められた時は、出場以前に係員に申し出なければならない。

(10) 駐車場利用者及びその関係者(同乗者を含む)は、禁止されている場所へ立ち入ったり、特殊装置操作盤、その他の機器類に許可なく触れてはならない。

(11) 駐車位置は、場内整理の都合上他の位置に移動することがある。

(12) 洗車は、指定の場所または係員の指示した場所以外で行ってはならない。

(13) 駐車場利用者は、場内を清潔にするように努めなければならない。

(14) タバコの吸いながら、紙屑及び塵芥等は所定の容器に入れること。

(15) 不衛生なもの、液汁をだすもの異臭を放つもの等、他に迷惑を及ぼすものを持ちこんではならない。

(16) 場内において、営業行為および宣伝、署名運動その他公安を害する行為をしないこと。

(17) 駐車券は必ず携行し、車内には置かないこと。

(18) 駐車場利用者は、同一の自動車を引き続き〇〇日を超えて駐車させることは出来ない。但し、事前に申し出があった自動車はこの限りではない。

(19) 駐車場利用者が前項の駐車制限時間超過後も、自動車を引き取らない場合には、駐車場管理者は当該自動車の車検証記載の所有者又は使用者に引き渡すことが出来るものとする。

(20) 駐車場利用者は、駐車券を紛失した場合は、この駐車場に自動車を入場させた日の午前0時から出場させた時点までの駐車料金を支払わなければならない。

- (2 1) 詐欺その他不正な行為により、
 駐車料金の支払いを免れたり、免れ
 ようとした場合には、その免れたり
 免れようとした駐車料金の他に、そ
 の金額の 2 倍相当の割増金を支払わ
 なければならない。
 (2 2) 前各号に掲げるもののほか、係
 員の指示に従うこと。

7 駐車場管理者は遵守事項その他必要な
 事項を、場内の見やすい場所に掲示す
 る。

8 駐車場管理者は、次の場合には駐車を
 拒否することができる。

- (1) 駐車場利用者及びその関係者
 (同乗者を含む) が、駐車場管理
 規定を守らなかった場合。
 (2) 駐車場で駐車場利用者及びそ
 の関係者 (同乗者を含む) が、著
 しく秩序を乱す恐れがあると認め
 られた場合。
 (3) 危険物を積載している自動車、
 その他駐車場の管理上支障がある
 と認められる自動車が駐車する
 場合。

9 駐車できない自動車

- (1) 高さ〇〇メートルを超えるもの、
 及び特殊自動車
 (2) 長さ〇m, 幅〇m, 高さ〇m及
 び重量〇トンを超えるもの
 (3) 自動車登録車種番号 1, 2, 6,
 7, 8, 9, 0 に該当するもの
 (4) 乗用自動車、ライトバン以外の
 自動車

1 0 附帯業務

(駐車場内で営業する業務)

- 例 (1) 自動車修理工場
 (2) 洗車業務
 (3) レンタカーの貸し出し
 (4) カーアクセサリー等の販売
 (5) 売店

- (6) 軽飲食、喫茶店、レストラン
 (7) タバコ販売
 (8) なし (附帯業務がない場合)

1 1 定期 (月極) 駐車契約書

別紙のとおり

別記駐車料金 (記載例)

1 時間駐車

自動車 の種類	最初の 1時間迄	以後 30 分毎に	30分迄 毎に	1日 (1回)
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円

2 定期 (月極) 駐車

自動車 の種類	全日	夜間	昼間	平日
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円

3 駐車回数券

〇〇〇円 〇〇枚綴り 〇〇〇円

4 プリペイドカード

〇〇〇円分 〇〇〇円

〇〇〇〇円分 〇〇〇〇円

5 保証金

定期 (月極) 駐車の場合は契約時
 に駐車料金の〇月分相当額を保証金
 として預け入れ、契約解除の際に無
 利子で返却する。

6 その他

- (1) 〇〇〇店において、金〇〇〇
 円以上買上げの顧客で、駐車券
 に認印のあるものにより、〇時
 間まで無料とする。
 (2) 当社が承認したものは、駐車
 料金を徴収しないことができる。

以上

(管理規定の一部変更届出書の様式)

年 月 日

様

[駐車場管理者の氏名又は名称及び住所]

印

路外駐車場管理規定一部変更届

当駐車場の管理規定中、_____の項を 年 月 日から
下記（又は別紙）のとおり変更したので、駐車場法第13条第4項の規定に基づ
き届け出ます。

記

(例) 駐車料金

旧 (黒字で記入してください。)

新 (赤字で記入してください。)

(休止届出書の様式)

年 月 日

様

[駐車場管理者の氏名又は名称及び住所]

印

路 外 駐 車 場 休 止 届

このことについて、下記のとおり休止したので、駐車場法第14条の規定に基づき届けでます。

記

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 休止の理由

4 休止期間

自 年 月 日
至 年 月 日 日間

5 休止台数 全部・一部 台

6 休止する部分の面積 m²

(再開届出書の様式)

年 月 日

様

[駐車場管理者の氏名又は名称及び住所]

印

路 外 駐 車 場 休 再 開 届

このことについて、下記のとおり再開したので、駐車場法第14条の規定に基づき届けます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
- 3 再開年月日
- 4 再開台数 全部・一部 台
- 5 再開する部分の面積 m²

※一部再開の場合は、その部分の平面図を添付してください。

(廃止届出書の様式)

年 月 日

様

[駐車場管理者の氏名又は名称及び住所]

㊞

路 外 駐 車 場 廃 止 届

このことについて、下記のとおり廃止したので、駐車場法第14条の規定に基づき届けます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
- 3 廃止理由
- 4 廃止年月日